

補助対象設備	補助要件
熱利用設備 (太陽熱、バイオマス熱、地中熱)	(1) 不動産に係る家庭用需要、居住に係る需要でないこと。 (2) 常用の設備であること。 (3) 排熱利用量を測定する専用の計測装置を取り付けること。 (4) 設置する設備は全て未使用品（自作品不可）であること。 (5) 設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの。 (6) 設置する同一の補助対象設備に関して、この要綱による補助金又は埼玉県その他の補助金のほか、国庫補助金が原資となる他の補助金等（埼玉県以外が実施主体となるものを含む。）を利用しない事業であること。 (7) 補助金を受けた当該年度内に完了する事業であること。 (8) 設置することにより、排出される CO₂ の削減が見込まれること。 (9) 災害時等に、事業所を活用し、設置する設備により創られるエネルギーを地域住民に提供すること。また、その旨を県 HP に掲載することに同意するとともに事業所においても周知し、活動できる体制を整備していること。 (10) 太陽熱利用については、太陽集熱器は、JISA 4112 で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有するものとする。 (11) バイオマス熱利用については、バイオマス依存率（バイオマスの発熱量 ÷（バイオマスと非バイオマスの発熱量）×100）を 60%以上とすること。副燃料として化石燃料（石油、石炭等）を常時使用することを前提とするものは対象としない（常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。）。ただし、家畜糞尿、食品残渣、下水汚泥等のみをバイオガスの原料にする場合は、バイオマス依存率を 100%とする。原料として利用するバイオマスの調達手段の確保が見込まれること。また、目標達成のために必要な場合に限り燃料製造設備（木質チップ化設備、ペレット化設備等）及びメタン発酵等の前処理設備も交付対象とする。 (12) 地中熱利用については、暖気・冷気、温水・冷水、不凍液の流量を調節する機能を有すること。